

## 小中学校の体育館等の冷房化を補助する条例について

2018年9月12日  
日本共産党東京都議会議員団

今年の猛暑は、気象庁が「いのちに関わる危険な暑さ」「災害と認識」と述べる状況となりました。7～8月の62日間で熱中症指数が「運動は原則中止」（31度以上）や「厳重警戒」（28度以上）となったのは50日に上り、校庭だけでなく体育館もプールも使えず、授業や部活動ができない事態も起こりました。

都内公立小中学校では、東京都の財政支援により普通教室の冷房化はほぼ100%となり、現在は特別教室の冷房化が進められています（2017年度72%）。一方、体育館の冷房化率は8.4%にすぎず、体育館の冷房化を求める声が広がっています。

本条例案は、区市町村が行う小中学校の体育館のクーラー（空調設備）設置にたいして東京都が補助金を交付し、区市町村の財政力によらず、冷房化を早期に進められるようにするものです。加えて区市町村や学校関係者からは、今年度末で終了予定の特別教室の冷房化補助の期間の延長なども要望されており、それらに応える制度としています。

### 条例案のおもな内容

**【条例の名称】** 東京都公立学校施設における冷房機器の整備促進に関する条例

**【対象施設】** 区市町村立の小中学校、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程

**【対象事業】** ○ 体育館へのクーラー設置  
○ 特別教室、教育相談室、学校職員の部屋をはじめ、児童・生徒、教職員等が使用するすべての部屋へのクーラー設置  
※ 新設だけでなく更新も対象とする  
※ 国庫補助の対象外の400万円未満の工事も対象とする  
※ リースによる設置も対象とする

**【補助率】** ○ 国庫補助の対象となる事業  
・ 国庫補助対象となる事業費の1/6  
・ 国庫補助単価を超過する事業費の1/2  
（実勢単価と国庫補助単価との差額の1/2）

- 工事費が400万円未満のため国庫補助の対象外の事業
  - ・実工事費の1/2
- リースによる冷房機器の設置
  - ・借りに入れに要する経費の1/2

**【必要経費】** すべての体育館に5年でクーラーを設置する場合、年額32億円  
(5年で約160億円)

以 上